

医療保険適用病棟（３階）

当院は国が定める基準による看護を行っている
保険医療機関で、療養病床の施設基準を九州厚生局に届け出て承認を受けています。

「看護職員等の実質配置」

医療保険適用病棟（６０床）は、入院基本料(１)の施設基準で、看護職員の実質配置は看護職員２０：１、看護補助職員２０：１で、１日に９人以上の看護職員（看護師・准看護師）、９人以上の看護補助職員が勤務しています。

尚、時間ごとの配置は次の通りです。

- ・朝９時～夕方１７時まで

看護職員１人あたりの受け持ち数は１２人以内です。

看護補助職員１人あたりの受け持ち数は９人以内です。

- ・夕方１７時～朝９時まで

看護職員１人あたりの受け持ち数は３０人以内です。

看護補助職員１人あたりの受け持ち数は６０人以内です。